

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（案）について

1. 改正の趣旨及び概要

(1) 事業主による被保険者の氏名変更の届出手続の緩和について

氏名変更の届出については、事業主が、被保険者が氏名を変更したときに速やかに行うこととしているところ、事業主の事務手続の簡素化の観点から、事業主の行う一定の届出又は手続（転勤届等）の際に併せて、行えばよいこととする。

(2) 各種届出の際の個人番号の提出について

今後、日本年金機構等との個人番号を介した情報連携が開始されることを踏まえ、これまで個人番号の届出がない者については、当該者に係る一定の届出又は手続（転勤届等）の際に、個人番号登録届の提出を求めることとする。

(3) 様式の改正について

① 離職証明書及び離職票について

離職証明書及び離職票について、有期雇用労働者の雇用期間や更新回数の上限等の情報を把握するため、離職理由記載欄の項目を追加する。

② 雇用継続給付の届書等について

事業主が行う雇用継続給付に係る届出等の際には、その都度、届書等に本人の署名・押印を必要としているところ、本人及び事業主の事務手続の簡素化の観点から、本人から届出等について同意を得たことが明らかとなる書類を保管しておくことを要件として、届書等上の本人の署名・押印を不要とする。

(4) その他所要の改正を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条及び第82条

3. 公布日

平成30年3月30日（予定）

4. 施行日

- (1)、(3) ①及び(4) は公布日、(2) は平成30年5月1日、
(3) ②は、平成30年10月1日